

神奈川県 不登校対策検討委員会

報告書【最終版】

神奈川県教育委員会

平成 23 年 5 月

子ども中心の支援の実現

不登校を含む長期欠席児童・生徒数の減少
不登校改善率の向上を目指して

1	はじめに	
(1)	不登校対策検討委員会の取組み	1
(2)	本報告書の趣旨	1
2	神奈川県の不登校対策	
	不登校対策 神奈川モデル ～不登校対策 7つの視点～	
(1)	子ども中心の支援	3
(2)	未然防止	4
(3)	教職員の気づき	6
(4)	早期発見・早期対応	6
(5)	教職員の対応 ～10の早期対応～	9
(6)	校内におけるチーム支援	13
(7)	不登校児童・生徒への支援（「かかわり続ける」支援）	14
3	おわりに	17
4	ワーキング部会4市からの報告	18
5	神奈川県不登校対策検討委員会実施記録	22



1 はじめに

(1) 不登校対策検討委員会の取組み

「神奈川県不登校対策検討委員会」（以下「検討委員会」と言う。）は、平成19年10月の設置以来、本県の不登校の現状を、長期欠席に占める不登校の割合や欠席日数別不登校の割合といった視点から分析・検討を行い、学校及び市町村教育委員会等に対して、不登校の未然防止や不登校児童・生徒の学校生活の再開に向けた、有効な手だてを示してきた。

具体的には、平成20年6月に登校支援リーフレット「登校支援のポイントと有効な手立て」（以下「リーフレット」と言う。）を作成し、児童・生徒一人ひとりのニーズに即した適切な支援方法を示した。

(例) 登校支援が必要な子どもをチーム支援する校内体制
担任を中心とした子ども・保護者への初期対応への心得
担任を中心とした保護者との具体的な連携
各学校の効果的な取組みと校長先生や保護者の方からのメッセージ
小・中学校間や他機関との連携の推進

また、平成21年5月には「神奈川県不登校対策検討委員会報告書」を作成し、リーフレットの活用を図るための解説Q & Aを掲載し、不登校の早期発見・早期対応に焦点をあてることやチームによる登校支援の重要性を再確認することなど、リーフレットをより詳しく解説する内容とした。

この2つの資料をとおして、検討委員会では、「未然防止」「早期発見・早期対応」「不登校児童・生徒への登校支援」を不登校への対策の3観点として示し、特に、新たな不登校を生まないことが不登校者数の減少につながるものとして「未然防止」「早期発見・早期対応」を実践するためには「チーム支援」が不可欠であることを示した。

(2) 本報告書の趣旨

これまでの経緯と現状を踏まえ、本県が推進してきた不登校対策の方向性を踏襲しつつ、今後もより一層積極的に不登校対策に取り組む必要があることから、本報告書では今後の本県の不登校対策の方向性を示すとともに、ワーキング部会 の4市教育委員会の不登校対策の有効な手立てを紹介することとした。

ワーキング部会 ; 横須賀市、厚木市、南足柄市、小田原市教育委員会における不登校対策を推進するため検討委員会に設けた部会



2 神奈川県の不登校対策

不登校対策 神奈川モデル

～ 7つの視点 ～

すべての子どもたちが持っている「教育権」「学習権」を学校教育で保障していくのが教育委員会や学校の責務であり、そのためには、長期欠席（不登校）児童・生徒の減少を図るだけでなく、すべての児童・生徒の欠席日数の減少に取り組むことは重要な課題である。

「未然防止」「早期発見・早期対応」「不登校児童・生徒への登校支援」の3つの観点を充実させ、新たな不登校を生まないことと、長期欠席及び不登校児童・生徒数の減少を図り、長期欠席（不登校）児童・生徒に対しては、継続的な登校支援を行い、児童・生徒の社会的自立を目指した教育活動をしていくことは本来の「教育」の目的である。

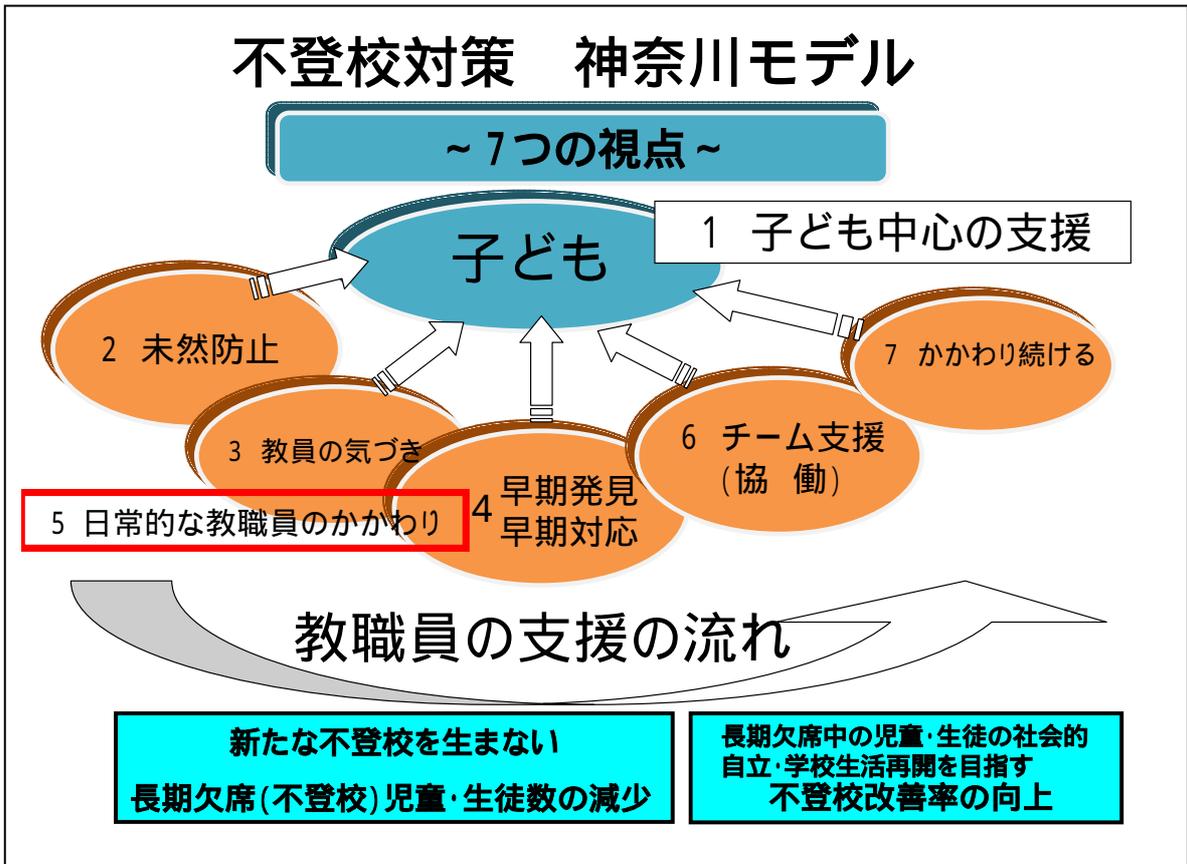
そのためには、「子ども中心の支援」の視点に立ち、日常的な「教職員のかかわり」をとおして「未然防止」に心がけ、また、一人ひとりの子どもの様子、集団の様子に目を配り、子どもの変化に「教員が気づき」、「早期発見・早期対応」に努めることが重要である。その際、初期対応から学校内の複数の教職員による「チーム支援」、欠席が長期化する児童・生徒に対しては、それに加えて学校外の機関との「協働」を積極的に推進していく必要がある。

さらに、長期欠席・不登校の継続する児童・生徒に対しては、さまざまな形で教職員が粘り強く「かかわり続ける」姿勢で支援を行っていくことが大切である。

この考え方を「不登校対策 神奈川モデル」として整理したものが次ページの図である。

不登校対策 ～ 7つの視点 ～

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 子ども中心の支援 | 5 教職員の対応（10の対応例） |
| 2 未然防止 | 6 校内におけるチーム支援 |
| 3 教員の気づき | 7 不登校児童・生徒への支援 |
| 4 早期対応・早期発見 | （「かかわり続ける」支援） |



不登校対策 7つの視点

(1) ...子ども中心の支援...

「子ども中心の支援」とは、児童・生徒の現状を把握し、一人ひとりに合った支援のネットワークを構築していくことであり、児童・生徒の最善の利益となる支援である。

また、長期欠席（不登校）児童・生徒は「学校に来ることのできない困った子」と捉えるのではなく、「将来的な社会的自立に向けた支援をより必要としている子」であり、「大切なひとり」であると捉えることが大切である。

「子ども中心の支援」における基本となる考え方（具体的な支援の手立てについては（4）に示す）として、次のようなものが挙げられる。

その子が必要としている支援とは

その子にとって最善の利益とは

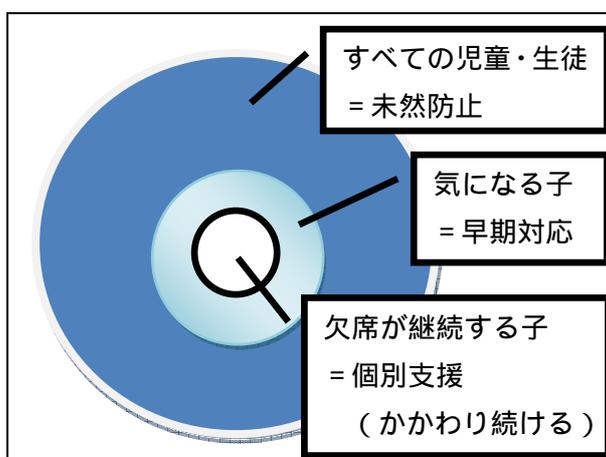
子ども・保護者・家庭を一つの“ユニット”と考えた改善策とは

問題よりも可能性に目を向け、本来の良い資質を伸ばす対応とは

(2) 未然防止

不登校対策の最も重要な視点が「未然防止」である。これこそが、学校が本来の役割と言っても過言ではない。

不登校の「未然防止」には、学校が子どもにとって居心地のよい場所で、安心できる仲間集団であることが大切であり、同時に学校生活の大半を占める授業が、子どもにとって興味がわき、わかりやすく、意欲的に取り組める内容にすることが大切である。



ア 学級集団アセスメント調査を活用した居心地のよい集団作り

「学級集団アセスメント調査」とは、児童・生徒へのアンケート調査等を集計・分析することにより、個々の児童・生徒の学級生活における満足度や意欲、個人の対人関係を円滑にするための社会性（スキル）、学級集団の雰囲気や成熟状態、人間関係などが診断できるツールである。代表的なものとして、市販の「Q-U調査」や横浜市教育委員会の「Y-Pアセスメント¹」、川崎市教育委員会の「かわさき共生*共育プログラムに係わる効果測定²」等がある。

大切なことは調査結果を複数の教職員で協議し、学級集団が児童・生徒一人ひとりにとって居心地のよいものになるよう、また、気になる児童・生徒に具体的な支援が行えるよう、話し合うことである。

¹ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/plan-hoshin/skill.html>

² <http://www.city.kawasaki.jp/e-news/info2195/index.html>

この調査を活用し、成果を上げた学校の例を紹介する。

客観的なデータとして示されるので、調査結果をもとに学年の教員同士で話し合いながら、お互いの学級集団の状況を分析できる。経験の豊富な教職員の学級集団作りや心配な子どもへの支援方法などを、経験の浅い教職員が直接に学べる「生きた協議」ができる。

調査結果から、教職員が児童・生徒へのアセスメントの幅を広げることができ、多様な角度から子どもを見ることができるようになった。

予想外の児童・生徒が学級生活に不満を持っていたり意欲的でなかったりすることが発見できるなど、気になる児童・生徒の早期発見に役立っている。

イ わかる授業づくり

国立教育政策研究所が、不登校の未然防止に資する研究として、平成 22・23 年度の 2 年間「魅力ある学校づくり調査研究事業」に取り組んでおり、本県では小田原市が委託を受け研究している。研究 1 年目で各都道府県共通しているのが「中学 1 年の 7 月から 12 月の間に『授業がわかる』というアンケート結果の数値が激減すること」である。中学 1 年のこの時期の授業を教員がどう工夫するか、この時期の学習に生徒をどう取り組ませるか、各学校においてより意識した授業づくりが必要である。

【授業に関する不登校未然防止のポイント】

子どものがんばる力を育てるために、あらゆる教育場面で、「わかりたい」「できるようになりたい」という気持ちを育てる期待体験とともに、「わかった」「できた」という成功体験を与えようと考え、子どもが成功したときはともに喜ぶ。

過去の子どもの姿や行動と比較し、その変化を具体的に指摘し、評価する。子どもの我慢する力を育むために、我慢している姿を当然と思わずに、評価、賞賛する。

教育活動のあらゆる場面で、子どもの発言、語る意欲を引き出す。

教育活動のあらゆる場面で、子どもたちが相互にかかわる場面を設ける。

子どもの発言を尊重し、無視や否定をせず、早計に評価しない。

子どもが他者の発言を尊重しないことや、人権侵害の兆候のある場合は、絶対に容認しない。

東京学芸大学 小林正幸教授

- 1 学校になじんでいる
- 2 学校には自由に話せる雰囲気がある
- 3 学校でゆったりしてられる
- 4 学校で自分は幸せである
- 5 学校で友だちと助け合っている
- 6 学校で居心地がよい
- 7 学校で自分は認められている
- 8 学校で楽にいられる
- 9 学校で自分は受け入れられている
- 10 学校で安心していられる

参考資料 学校居心地感尺度

日本カウンセリング学会第 42 回大会発表論文集
河内絵莉子先生、小林正幸先生
「学校における居心地のよさと学校適応の関連
について～学校居心地感尺度の作成について」
に掲載

参考資料；国立教育政策研究所

「いじめ追跡調査 2007 - 2009 いじめ Q & A」より
<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/shienshiryou2/3.pdf>

【いじめ未然防止 改善のポイント】

1 競争意識

児童生徒に頑張らせたり励ましたりする際に、いたずらに「勝ち負け」を強調したり、相手をおとしめたりするような表現を用いたりすることを避けること。

2 友人ストレスと友人からの支援

トラブルが起きることも含めて集団というものを受け入れること、その中でトラブルを回避するために自分はどうすべきかに気づくこと、また集団内の他者から認められる喜びに気づくこと、最終的には自ら進んで他者や集団に貢献することが誇りになること。そうした教育活動が確実に行われていくことが、いじめを防止することになる。

3 不機嫌怒りストレス

ストレスへの対処法を教える以前に、いたずらにストレスが生じないような工夫、つまりストレスの軽減や、社会的支援の拡充を考えていくべき。

(3) 教員の気づき

登校支援リーフレット「登校支援のポイントと有効な手立て」（以下、「リーフレット」と言う。）の項目「安心・楽しい・和らぐ学級を作ろう！」の中に「子どもの『常態』の把握が大切」とある。「常態」とは、子どもの心身の「揺れ」がおさまっている状態、つまり、普段の姿、様子のこと指す。常態を把握するためには、1；個々の子どもの常態、及び2；子どもたち（集団）の常態（学級の雰囲気や風土）の二面からとらえる必要がある。子どもに目を配り、常態を把握することで、変化に気づくことができるのである。

子どもの発する兆候やサインを見逃さないためにも、継続的に把握するとともに、(2)アで紹介した学級集団アセスメント調査やアンケート調査を実施するなど、支援に生かすことのできる情報を集めることが大切である。また、変化の指標である欠席日数の把握はとても重要な視点である。

不登校や問題行動の予防には、常態の変化を敏感に感じ取り、その子に合った支援を早期に行うことが大切である。

【子どもの発する主な兆候・サイン】

欠席や遅刻・早退が増加する。	授業中ぼんやりしている。
登校前に頭痛や腹痛を訴える。	口数が減る。
朝食や給食(弁当)を食べたがらなくなる。	人の目を気にする。
身体の不調を訴え保健室に出入りする。	不眠を訴える。

なお、支援教育の視点からは、神奈川県教育委員会発行リーフレット「支援教育」（平成20年3月）に、「生活や学習での子どもの様子から」「保護者との教育相談から」「本人との相談から」「外部機関の連絡から」子どもの困難に気づき、教育相談コーディネーターが中心となり情報を共有し、外部機関と連携を図りつつ具体的に取り組んでいくプロセスがまとめられている。

(4) 早期発見・早期対応

ア 小中連携支援シートの活用

小中連携支援シートは、小学校の教職員が6年児童についての情報を記載したシートをもとに、心理の専門家等が支援の手立てなどのコメントを記入し、進学する中学校へ送り、教職員に対してコンサルテーション（専門家によるアドバイス）を行うものである。中学校では、「小中連携支援シート」に記載された情報やコメントをもとに、入学後に具体的に個別にかかわる。

より成果を上げるための重要なポイントは、1；シートを仲立ちとする小・中学校の円滑なコミュニケーション、2；コメントの記載されたシートをもとに多くの教職員で情報を共有し、支援について協議を行う等シートを活用すること、の2点である。

小中連携支援シートの手順

小学校の対応

中学校の対応

児童の
6年間の
欠席日数の
把握

個別に
記入

専門家が
コメント

小・中
学校に
送る

中学校
で個別
にかか
わる

小学校のいずれかの学年で15日以上欠席
(6年は12月末で10日欠席が目安)
およそ全児童の10%が該当

多くの教職員で情報を共有化する
多くの教職員で支援について協議する機会を持つ

小中連携支援シートに学ぶ小・中連携

小学校6年時のみの情報でなく、6年間にわたる欠席日数等の情報を重視すること。

小学校側は、ある児童に対して学級担任一人の見立てでなく、関わった教員、養護教諭、スクールカウンセラー(以下「SC」と言う。)等を含めた複数の教職員で見立てを行ったうえで、中学校へ伝えること。

本人にとって有効だった支援を中学校へ伝えること。

本人の苦手なこととともに、得意な教科、好きなことの情報も伝えること。

中学校側は情報の共有化を図り、支援について話し合いの場を持つこと。

イ 欠席日数の把握による早期対応

右表のように、県内では月7日の欠席調査を実施している市町村が多いが、「休み始め」に留意する場合は、「月3日」の欠席調査が効果的である。平均して月3日程度の欠席により年度末には長期欠席のラインである30日を超えてしまうことや、

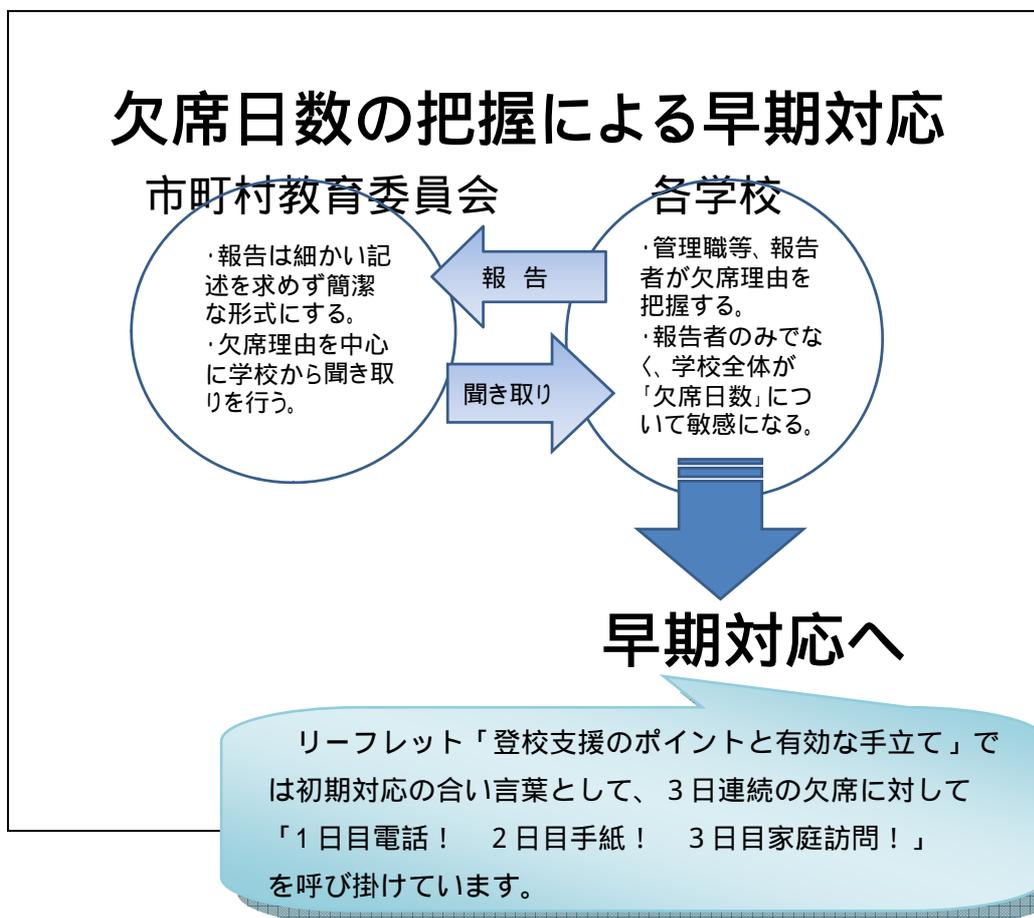
県内市町村月別欠席調査(H21年3月)

調査	市町村
月1日	1
月3日	10
月5日	1
月7日	17

(29市町村が調査を実施と回答)

長期欠席以外の児童・生徒の年間の平均欠席日数が3日程度であること、つまり「月3日」欠席した児童・生徒は1カ月で他の子の1年間分の欠席をしたことになるなど、「月3日」には理由がある。

「月3日」の欠席を多いと感じる意識が不登校に対する「早期発見・早期対応」につながると言える。

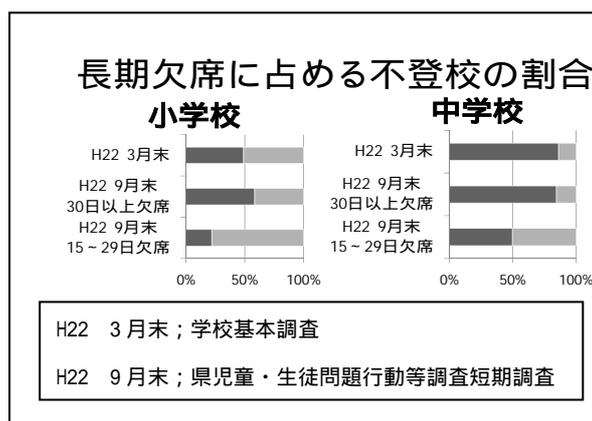


ウ 欠席理由のとりえと早期対応

検討委員会では、休みがちな児童・生徒に対して、安易に「病気による欠席」と考え本人への支援を医療に委ねるのではなく、「学校の中で何かあったのではない

か」「不登校の心配があるのではないか」「学校に不適應を起しているのではないか」などと考え早期に対応することの大切さを訴

えるとともに、長期欠席の理由を積極的に「不登校」ととらえ「学校教育により支援する」という教職員の意識喚起に努めてきた。



平成 22 年度の学校基本調査によると、年度末においては小・中学校ともに長期欠席に占める不登校の割合は過去最高値となっている。本県の各学校では、欠席理由を「不登校」とする割合が高く、積極的に支援していこうとする教職員の意識が高まっている表れと見ることができる。

しかし、9 月末時点で 15 日以上欠席があった児童・生徒について調査をした H22 年度県児童・生徒問題行動等調査短期調査（期・9 月末）によると、小・中学校とも 15～29 日欠席の児童・生徒に対して「不登校」とする割合が大変に低いことが分かった。9 月末の時点で 15 日以上欠席があるということは、「月 3 日」以上の欠席があることを示す。

「月 3 日」程度の欠席が見られた時点で、速やかに「チーム支援」により「早期対応」を行うことが重要である。

さらに、7 月末調査の 15 日以上欠席者数と 9 月末を比較してみると、8・9 月のうち夏季休業を除いたほぼ 1 ヶ月で小学校 473 人（44.1%増、1 校あたり 1.4 人増）、中学校 529 人（22.1%増、1 校あたり 3.0 人増）増加していることが分かった（政令市を除く）（H22 年度県児童・生徒問題行動等調査短期調査（期・7 月末と期の比較）より）。夏季休業明けの 9 月は、とりわけ児童・生徒の様子や欠席状況に気を配り、きめ細かな支援が必要である。また、7 月末までの期間で気になる児童・生徒に対しては、夏季休業中に連絡を取ったり、学習支援を行ったりと個別に支援することで、9 月のハードルが越えやすくなると考えられる。夏季休業中の個別支援については、学校体制の中で計画的にチーム支援を行うことが望ましい。

各市町村・学校においては、長期欠席者数・不登校者数やその出現率等の全県的な傾向との比較、長期欠席に占める不登校の割合等欠席理由、あるいは小学校と中学校の長期欠席・不登校の出現率の差、学年ごとの経年変化など、まずは実情を把握することが大切である。

（ 5 ） 教職員のかかわり ～10 の早期対応～

検討委員会ではリーフレットをとおして支援の必要な児童・生徒への教職員のかかわり方を示してきた。

リーフレットの内容を受け、東京学芸大学は県教育委員会と協力し、「教職員のどのようなかかわり方が長期欠席の減少に有効なのか」について平成 21 年度に調査研究を行った。

その結果から、「不登校児童・生徒に積極的にかかわろうとする」教職員が多い学校は、児童・生徒の欠席日数が増えないということと、「不登校児童・生徒に受容的に接し、配慮した対応を行う」教職員が多い学校は、長期欠席の児童・生徒が減るという 2 点が明らかになった。

以下「不登校児童・生徒に積極的にかかわろうとする」対応を「積極的にかかわり」、

「不登校児童・生徒に受容的に接し、配慮した対応を行う」対応を「受容配慮的にかかわり」とする。「積極的にかかわり」が4項目、「受容配慮的にかかわり」が6項目、併せて10の対応をベースに日常的な教育活動の中で児童・生徒と関わることが、不登校の「未然防止」「早期対応」に有効である。

< 積極的にかかわり >

欠席がみられたら、積極的に働きかけよう

本人と会い、話をしよう

保護者と連絡を取り合おう

同僚教員や相談員に相談しよう

< 受容・配慮的にかかわり >

本人の好きなこと、得意なことを探り、その面に対話するようにしよう

本人が安心していられる場所をつくろう

登校時にはあたたかい声をかけよう

不安や緊張や怒りや嫌悪など不快な感情を言葉で表現できるように促そう

本人をめぐる仲間関係に配慮しよう

複数の教職員でチームを作りかかわろう

積極的にかかわり 4つの対応

欠席がみられたら、積極的に働きかけよう

- ・ 「登校刺激を与えず、様子を見る」対応でなく、積極的に個別に支援を行う。何もしないのではなく、まず働きかけをして、その反応を確認する。
- ・ 欠席理由にはアンテナを高くはる。欠席を子どもからのメッセージと考える。
- ・ 休み始めのきっかけに、最も対応できるのは教員であることを自覚する。
- ・ 月3日の欠席は初期対応、月5日は本格的な不登校と考えた対応（チーム支援等）を行う。

本人と会い、話をしよう

- ・ 3日連続の欠席は、保護者から欠席理由等の連絡があっても、本人の顔を見に行く。

保護者と連絡を取り合おう

- ・ 「迅速！丁寧！親切！誠意！」を合い言葉に保護者との連携を強める。

- ・ 保護者の言葉に耳を傾け（繰り返し）、ねぎらいの姿勢で対応する。
- ・ 配付プリントは時期を逃さぬよう渡す。進路に関する情報は負担を与えずにないように配慮しつつ、確実に伝えるよう注意する。
- ・ 「学校でできること」「（担任として）自分にできること」を伝える。

同僚教員や相談員に相談しよう

- ・ 自分自身としての初期対応は一人で背負わず相談すること。「自分が困っていること」を自己開示し、まず相談することがチーム支援の第一歩となる。自分から相談できる教職員は、他人から見ると「相談しやすい人」になれる。

受容・配慮的かわり 6つの対応

本人の好きなこと、得意なことを探り、その面に対話するようにしよう

- ・ 「自分はダメだ」と思いがちの子に「あなたはあなたのままでいい」「あなたにはこんなに素晴らしいところがある」とメッセージを送り、自尊感情を高める。
- ・ 長所を伸ばすかわりを大切に。成功体験はともに喜び、他者との比較ではなく、過去のその子と比較してできるようになったことを評価するような姿勢が長所を伸ばしていく。
- ・ 学習支援もまずは得意教科から行い、自信を付けさせ意欲を高める。
- ・ 本人の得意な面を生かし、活躍の場を設ける。

本人が安心していられる場所をつくろう

- ・ 一人ひとりが認めてもらえ必要とされる集団、助け合い支え合う集団、失敗を恐れずにすむ集団等を作り、教室（学級）が安心できる「心の居場所」になるのが理想だが、教室にいるのが難しければ、保健室など学校内の別室を「心の居場所」に提供する。
- ・ 本人が安心して「何かやってみよう」と思える場所であることが大切。また、「やってみたら何とかなった」という体験をとおして成長を促す。
- ・ 別室登校を「その子にかかわれるチャンスが多い」と考える。別室登校でも「来てよかった」との思いを持たせる。

登校時にはあたたかい声をかけよう

- ・ 休み明けには「心配していたよ」「会えてうれしいな」など声をかける。
- ・ 登校してくる児童・生徒全員に、その子に合わせた、一人ずつ違うあいさつ、声かけをする。

不安や緊張や怒りや嫌悪などの不快な感情を言葉で表現できるように促そう

- ・ 不快な感情を抱くことを否定せず、自由に言葉で表現させる。「先生の前ならつらかったこと、嫌なことも口にできる」関係を築く。不快な感情は言葉で

人に伝え、それを受け止め寄り添ってくれる人がいることで消えていく。特に休みがちな児童・生徒にとって、その人が「先生」であれば、「学校」に対する不快感も和らぐ。

- ・ 感情を表現しているときの子どもの表情や態度に気を配る。特に感情をコントロールできない状態から落ち着いた瞬間に声をかけ、その落ち着いた瞬間の感情を意識させる。
- ・ 感情は受け止めても、問題行動等、不快な感情を誤った手段で表現した行為・行動を許容しない。
- ・ 受け止める側の表情、身振りなども十分に気を配る。
- ・ 言葉にして話せない子には書かせてもよい。

(言葉かけ参考例)

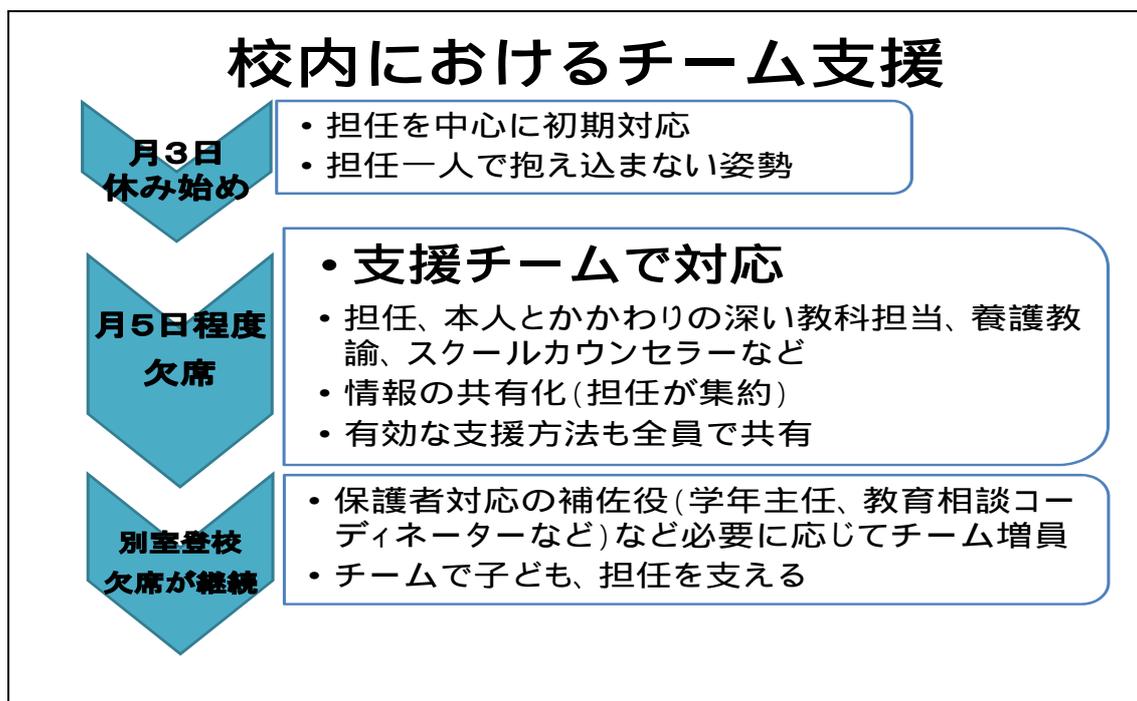
- 1 感情の言語化「気になることがあるのかな」「なんだか心配そうな顔をしているね」「嫌なのかな」「なんだか辛いんだ」「寂しいね」「悲しいね」「悔しいな」「腹立たしいね」「つまらなそうだね」「怖い感じがするのかな」「いらいらしているみたいけど」 など
- 2 感情の背後にある願いを言語化「 してほしかったんだ」「 してほしくなかったんだ」「 したいんだ」「 したくないんだ」 など

本人をめぐる仲間関係に配慮しよう

- ・ 児童・生徒の仲間関係のトラブルに気付くことのできるようなかわりを日ごろから積み上げる。
- ・ 仲間関係のトラブルには、自分もよく相手もよい解決策を本人と一緒に見付ける姿勢でかかわる。
- ・ 人間関係を結ぶことの苦手な児童・生徒にとって教職員は最高のモデルであり、また、教職員の支えがより重要になる。
- ・ 人間関係を結ぶことの苦手な児童・生徒の周囲の子を育てることは、集団全体のコミュニケーション能力を上げることになり、その子の支援につながる。複数の教職員でチームを作りかかわろう
- ・ 気になる子どもの数だけチームを作る。チームを形式的に考える必要はない。担任が相談しやすく、その子にかかわりのある数名で十分と考える。
- ・ 教職員同士の和やかな人間関係と担任を孤立させない支援体制を築く。子どもに求める「理想の集団」は職員室にも存在している必要がある。

～ のような対応をすべての教育活動の中で日常的に行っていくことが「未然防止」「早期発見・早期対応」につながる。普段の対応をほんの少し意識的に行うことで、負担感を感じることなく「不登校対策」が実践できる。

(6) ...校内におけるチーム支援...



上図を参考のうえ、校内人材を活用して支援チームを形成し、担任一人で抱え込まないで対応していくことが大切である。

学校には登校できるが教室に行けない、いわゆる別室登校をする児童・生徒については、学校体制の中で全教職員が対応することが望ましい。

< スクールカウンセラーの活用 >

児童・生徒の不登校等問題行動の対応にあたっては、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するSCを活用することが有効である。平成21年度SC相談実績報告によると、不登校について相談した児童・生徒のうち小学生の89.0%、中学生の76.0%に改善が見られたという回答があった。教員から積極的にSCに助言を求め、教員とSCとが連携・協働を深めることで「チーム」に専門性と外部性が加わり、支援の充実が図れる。

【スクールカウンセラー 主な業務】

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 児童・生徒に対する相談・助言 | 保護者に対する相談・助言 |
| 教職員に対するコンサルテーション | 児童・生徒に関するアセスメント |
| 緊急時の対応 | 心理に関する研修等の実施 |
| 学校課題への対応(不登校・いじめ・暴力行為への対応等) | |
| 校内教育相談体制についての助言 | |

(H21・12月 神奈川県教育委員会「スクールカウンセラー業務ガイドライン」より)

(7) 不登校児童・生徒への支援（「かかわり続ける」支援）

ア 家庭訪問について

欠席が長期化した場合も家庭訪問等、本人・家庭とのかかわりを持ち続けることが大切である。

家庭訪問のポイント（リーフレットより）

1 回の時間は 30 分程度。

事務的な話にならないように、心にゆとりを持つ。

子どもに会えたら、趣味の話などしてゆったりとした時間を過ごす。

子どもに会えなかったら、配付物や担任からの手紙を渡し、気持ちを伝える。

家庭訪問を行う際は、「子ども中心の支援」の視点に立ち、家庭訪問が本人にとって負担に感じることはないよう配慮することが大切である。家庭訪問が本人にとって支援になっているかどうかは、本人の表情、反応などのほか、訪問後の本人の様子などから判断するのもよい。訪問時は無反応に思えても、後ほどよい反応が出る場合もあるので、翌日、保護者に本人の様子を聞いてみるのも有効である。本人から拒絶されるような対応を受けた場合、家庭訪問等すべてのかかわりを閉ざしてしまったり、無駄に何もしない期間（たとえば半月程度）をつくったりするのではなく、かかわり方を修正することが大切である。

また、欠席が長期化している児童・生徒宅への訪問では、特に不登校となった原因を探ることはせず、学校への不安感を軽減することを第一の目的と考え、敢えて登校を促す表現を用いず、信頼関係の構築を図ることが大切である。

イ 学校外の機関等との協働（コラボレーション）

特に長期化した不登校は、学校だけで解決・改善できる問題と考えず、子どもの学校生活の再開や将来的な社会的自立を目指して、積極的に学校外の機関と連携を図ることが大切である。また、子どもが教育支援センターやフリースクール等、学校外の機関に通う際には、その機関との連絡を密接に取り「子どもにかかわり続けること」が重要である。

スクールソーシャルワーカーの活用

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや家庭が抱えている問題の解決に向けて支援する専門家である。スクールカウンセラーが主に心の問題に注目するのに対して、スクールソーシャルワーカーは児童・生徒、家庭を取巻く環境に注目する。

県教育委員会では、従来の拠点校配置方式に加え、平成 23 年度より各教育事務所を中心とした派遣方式を導入する。

【スクールソーシャルワーカー 主な業務】

問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ

関係機関とのネットワークの構築、連携、調整

学校内におけるチーム支援体制の構築、支援

保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

教職員等への研修活動 (H23・3「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」参照)

教育支援センター（適応指導教室）の活用

長期欠席が継続している児童・生徒の学校生活の再開を目指すものとして、各市町村が所管する教育支援センター（いわゆる適応指導教室、以下「センター」と言う。）がある。

県教育委員会は、教科指導や不登校児童・生徒及び保護者対応、児童・生徒の望ましい集団形成等についての専門性、及び学校や関係諸機関との連携におけるリーダーシップ等の必要性から、県内全市町村のセンターに専任教員を配置してきた。これに加え、専門的見地から助言できる臨床心理士を巡回相談員（以下相談員）としてセンターに派遣している（平成22年度は23市町村）。

行政が携わり、地域に存在するセンターを各学校で有効に活用することは、不登校児童・生徒への支援の幅を広げることになる。

きんたろうキャンプの利用

不登校児童・生徒が日常生活を離れ、豊かな自然環境の中で様々な体験活動・集団生活を行うことにより、自分本来の力を再発見し、成功体験や自信を日常生活に持ち帰ることができる経験の場を提供するもので、児童・生徒の自信回復とともに保護者への支援も行いながら、学校生活の再開や社会的自立を促すことを目的とする。

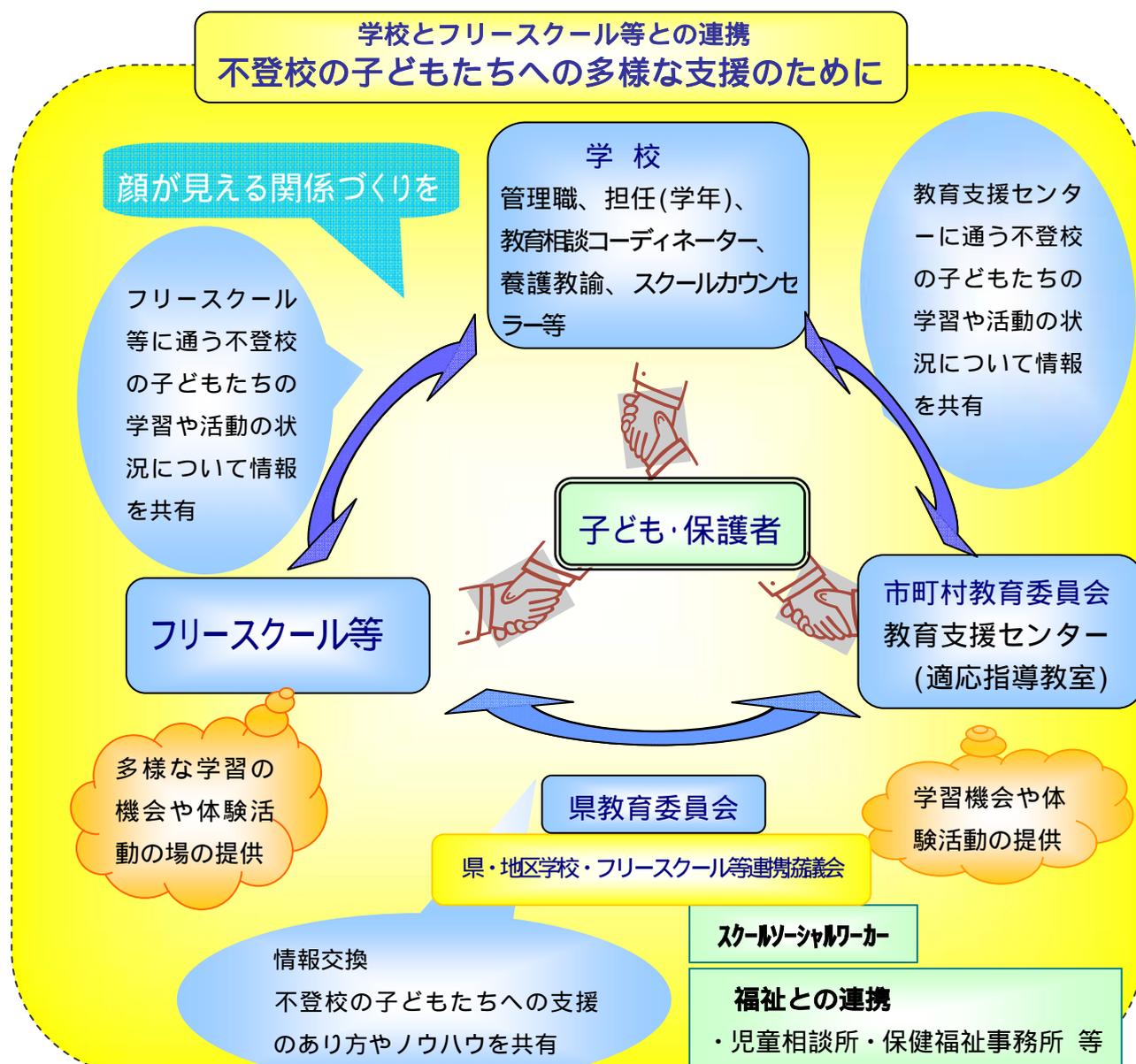
きんたろうキャンプでは、日帰りから4泊5日の期間で、一般参加型のほかに親子参加型、教育支援センター単位での参加型、教育支援センターへの出張型等、目的・参加者等に応じた、人間関係づくりに重点を置いた様々なプログラムが用意されている。

参加者アンケート結果によると、キャンプの成果に関して、保護者回答は、「学校に目を向けるという点よりもむしろ子どもが外出したことがよかった」「自信が回復した」「自尊心が回復した」といった点が強調され、児童・生徒回答も「直接的な登校への意欲というよりもむしろ外出ができたことがよかった」「対人関係が改善された」「生活リズムが調整された」といった点が強調されていた。キャンプ参加後には何らかの学校生活再開に向けた動きが見えたケースが多く、学校生活の再開に向けての準備として、有効であることが示されている。

問い合わせ；足柄ふれあいの村 0465-72-2040（指定管理者 アクティオ株式会社）

NPO等との連携

学校を離れてフリースクール等に通う子どもたちにも、何らかの働きかけができないか、フリースクール等がもつ知見やノウハウ等を子どもたちへのよりよいアプローチにつなげられないか等の視点から、本県において不登校児童・生徒のために居場所作りを進めるフリースクールやフリースペース等（以下「フリースクール等」と言う。）と、学校や教育関係機関（以下「学校等」と言う。）との連携・協働を推進するため、神奈川県学校・フリースクール等連携協議会を平成17年度に設置した。県教育委員会と各地区フリースクール等代表10団体とが連携・協働し、不登校等で悩む児童・生徒に将来の社会的自立に向けた多様な支援を行ってきた。



H23・3 県学校フリースクール等連携協議会/県教育委員会発行
「不登校児童・生徒の学校生活再開や将来の社会的自立に向けて
～学校とフリースクール等による子どもたちへの支援のために～」より
(<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/168270.pdf>)

【フリースクール等との連携】

< 協働による取組み >

不登校相談会；年2回（5～6月、1～2月）開催

「不登校経験者等による座談会」「フリースクール等紹介」「個別相談会」の3部構成
進路情報説明会・不登校相談会；県内各地区7会場で開催（9月～10月）

「フリースクール等紹介」「進路情報説明会」「個別相談会」の3部構成

フリースクール見学会；夏季休業中を中心に開催（H22年度は22か所で実施）

活動見学、フリースクール等関係者との懇談等

< 成果物 >

県立高校不登校生徒等单位認定プログラムの作成（各県立高等学校に配付）

NPO等3団体と県立高等学校3校（横浜修悠館高校・厚木清南高校・相模向陽館高校）
とが連携・協働

スモールステップ学習支援教材の作成（各市町村に配付）

小学校1年生から中学校3年生までの国語・算数（数学）・英語の基礎的な学習内容
不登校相談会における不登校経験者等による座談会のDVD化（各市町村に配付）

不登校相談会、進路情報説明会・不登校相談会、フリースクール見学会については
県教育委員会ホームページを参照

<http://www.pref.kanagawa.jp/life/3/12/69/>

その他の関係機関との協働（コラボレーション）

このほか学校が連携を図る機関としては、県立総合教育センターや各市町村の教育相談機関等の教育相談に関する機関、児童相談所、保健福祉事務所等の福祉関係の機関、病院等医療機関や警察、県警少年相談・保護センター等の刑事司法関係の機関、その他地域の諸機関・諸団体などが挙げられる。いずれの機関との協働も、学校が中心的な役割を担い、顔の見える関係をつくりながら子どもを支援することが大切である。

なお、県立総合教育センター（教育相談センター）では、従来の教育相談に加え「土曜不登校相談（第4土曜日・予約制）」を行うとともに、「不登校ほっとライン0466(81)0185」を開設した。

また、青少年サポートプラザ（県立青少年センター）では、青少年の「ひきこもり・不登校・非行などの相談045(242)8201」を行っている。

県立総合教育センター

<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/Snavi/soudanSnavi/raishosoudan.html#doyou>

県立青少年センター（青少年サポートプラザ）

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/0230/jigyousupport/index.html>



3 おわりに

子ども中心の支援を意識し、継続的に子どもとかがわり続けることで、今後、不登校を含めた長期欠席児童・生徒数、並びに欠席日数そのものの減少と不登校改善率の向上が図れるとして、冒頭に「不登校対策 神奈川モデル」を示した。

本報告書で示した「不登校対策」、特に「3 不登校対策 ~ 7つの視点~」(1)~(5)で紹介した内容はいじめ、暴力行為等すべての問題行動の予防・早期対応につながるものである。今後、これら問題行動を包括的にとらえ、課題解決に向けた総合的な対策を推進していくことが必要である。そこで、県教育委員会では問題行動の要因・背景となっている課題を、「児童・生徒のコミュニケーション能力の不足」「学力定着の課題」など学校(教育委員会)が取り組む課題、「ネグレクトなど家庭環境の問題」「発達障害等の課題」など学校(教育委員会)が保健福祉や医療分野と連携して取り組む課題、「児童・生徒の規範意識の低下」など学校(教育委員会)が家庭・地域と一体となって取り組む課題の3つに大別し、それぞれの課題について分析し、対応が図れるよう新たな会議を設置する。また、それらを包括し、関係機関、学校、家庭、地域の連携・協働を推進する会議を設置し、問題行動等の課題に総合的な検討を行っていく。

また、本報告書では「不登校対策」はすべての児童・生徒を対象にしており、毎日接する教員が最も有効に子どもを支援できるというのが前提である。日常的な教育活動の延長線上に不登校対策がある。一人ひとりの教職員が、今より少し意識的に一人ひとりの子どもたちに目を配り、欠席日数等の変化を敏感にとらえ、早期に対応していくことで、必ず不登校は減少できるはずである。そして、多くの人々や関係機関と協働し、粘り強くかがわり続けることで、欠席日数は減少し、学校生活を再開できる子どもが増えると考えられる。

「自分の取り組んできたことに誤りはなかった」「自分にはこのような視点が欠けていたのか」等、これまでの教育活動を振り返り、本報告書を今後の教育活動の一助としていただくとともに、市町村教育委員会、各学校における研修会等で御活用いただきたい。

4 ワーキング部会 4市からの報告

厚木市教育委員会

不登校対策実践協力校の取組み

この取組みは、各学校が実状に応じて不登校対策を展開するものである。研究内容としては、

- (1) 児童・生徒の登校意欲を高められるような学級集団を作るためのアセスメントを生かした学級経営の工夫・改善
- (2) スクールカウンセラーを活用した教育相談の実施と校内支援体制作り
- (3) いわゆる「中1ギャップ」の解消に資するための効果的な小・中連携の実践
- (4) 登校支援スーパーバイザーを講師とした不登校に関する校内研修会の実施、等に取り組んだ。

	H21 指定校	H22 指定校
小学校(23 校中)	8 校	19 校
中学校(13 校中)	3 校	9 校
合計	11 校	28 校

成果としては、各学校の希望による指定であるので、ニーズに合った支援体制の整備や、個々の事例について改善に向けた具体的な支援が無理なく実践できた。教師の不登校への理解が深まるとともに、児童・生徒への支援の質も高まり、実践協力校における不登校者数は減少傾向をたどっている。本市の小中学生の不登校出現率は県の値に近づいてきているが、全国平均に比べるとまだ高い状況であるため今後も継続的に不登校対策を推進していく必要がある。

学級集団アセスメントを活用した人間関係づくりによる未然防止について

不登校対策実践協力校のうち、小学校 7 校、中学校 3 校で「QU」または「hyper-QU」に取り組んだ。また横浜プログラムについては、アセスメントやプログラムを知るための研修会や、アンケートの実施結果の読み取り方についての研修会を行うなど、小学校 12 校、中学校 4 校において取り組んだ。

成果としては、児童・生徒理解を深め集団指導のあり方を見直すことや、教員個々の指導力向上、支援教育を展開する際に必要な視点を持つことなどに役立った。また複数の目で多面的・多角的に学級や児童・生徒を見ることから、情報交換の機会が増えて教員同士の交流が深まり、協力的な支援体制が組みやすくなった。今後は、個人あるいは集団の状態改善のために必要な、ソーシャルスキル育成のためのプログラムを選択し実施できるよう、アセスメント結果の効果的な活用について研究を進めることが課題である。

小学校へのスクールカウンセラー派遣・活用について

不登校対策実践協力校のうち、小学校 13 校に青少年教育相談センターの心理相談員をスクールカウンセラーとして月 1～2 回派遣した。

今年度は学校コンサルテーションに重点を置いて派遣してきた結果、教職員との相談の割合が増加した。内容的にも、スクールカウンセラーが訪問する日には、支援を必要とする児童の行動観察と放課後の支援検討会やケース会が事前に計画されるようになり、効果的に活用できるようになってきている。小学校でもチームで取り組む校内支援体制が整ってきた。

課題としては、スクールカウンセラーが校内で活動する際の相談室の確保など、環境整備の工夫・改善が必要である。また、ケースに対するスクールカウンセラーの助言を、『指導』と混同してしまったり、逆に児童・保護者への指導（生活指導や学習指導）がスクールカウンセラーに依頼されてしまうことがあったりするなど、お互いに戸惑うところがあった。スクールカウンセラーの活用の仕方や派遣の目的を教職員に周知する点において、さらに努力していく必要がある。

横須賀市教育委員会

学級集団アセスメントの活用

< 成果 >

- ・学級状況が数量的に理解できるので、次の指導を組み立てる際の具体的な指針となった。
- ・担任が今まで気づかなかつたり、感覚で捉えたりしていた生徒の個々の状況を具体的に知ることができ、学級づくりや集団指導の際に、よりきめ細かな指導が可能になった。
- ・学年や学校全体で同じアンケートを実施しているので課題が明確になった。また、学級づくりを担当だけに任せるのではなく、学年会等を開きみんなで論議する習慣ができた。

< 課題 >

- ・適切な時期にアンケートを実施すること。2～3回実施できるような予算措置。
- ・状況把握で終わらせずに具体的な動きを作り、教員の共通理解のもと、学校不適應を未然に防ぐ校内体制を確立すること。

小学校ふれあい相談員の活用

< 成果 >

- ・ふれあい相談員が、児童・保護者から直接得た情報や、児童と関わる中で感じた不安材料等を教職員と共有することができ、問題行動の未然防止に役立つとともに、問題が生じた場合にも早期解決に役立った。
- ・今年度ふれあい相談員が不登校の予防になったと評価している学校は8割に上った。ふれあい相談員の存在が保護者の精神的安定をもたらし、間接的に児童への良い影響になる場合もあった。また、教員の相談も受け、心理的負担を軽減する効果もあった。

< 課題 >

- ・学校規模に関わらず同じ時間数の配置なので、特に大規模校で時間数の増加が望まれているが、予算的に厳しい。
- ・児童や保護者が相談員以外の教職員と関わらなくなってしまう場合があり、相談員の負担が大きくなってしまう。また、担任や学級とのつながりが薄くなってしまいう心配がある。

相談支援チーム巡回相談による支援

< 成果 >

- ・学校からの要請に応じて、医学、心理学、教育の視点を含めた巡回相談を行っているが、この数年で学校側が主体的に巡回相談を活用し、ケース会議に参加する体制、姿勢が築けてきた。
- ・当該の児童・生徒だけでなく、発達の課題を抱えるなどして困り感を抱えた子どもたちが、学校不適應につながらないよう、子どもの見とり方、対応の仕方等をアドバイスし、学校の支援体制づくりを進める手立ての一つとしてもらった。

< 課題 >

- ・巡回相談で教職員がスキルアップし、様々なケースに対応していけるようになること。

南足柄市教育委員会

中1ギャップ改善を目指した小中連携シートによる不登校対策

【成果】

- ・小学6年生の学級担任が中心となって作成された小中連携シートを、中学校では、学年始休業中に新1年生の学年職員を中心に活用しながら生徒理解に努め、新年度の準備を行うことができるようになった。
- ・一人ひとりの小中連携シートに付けるコメントは、昨年度まで県アドバイザーが作成していたが、今年度はスクールカウンセラーによるコメント作成が行われた。スクールカウンセラーは、相談活動を通して児童・生徒を理解し、心理の専門性を生かして書けるなどコメント作成者として、適切であったと思われる。
- ・今年度、市内中学校職員対象に実施したアンケート調査から、「中学校では小中連携シートをもとに、話し合いをしたか。」の設問で、「数回話し合った」が全体の7割を占めていた。このシートを活用して配慮を要する生徒たちの把握に努めている中学校の様子がうかがわれた。
- ・中学校区ごとに年間3回行われている不登校ネットワーク会議では、小中連携シートとコメントを活用して、継続的な生徒理解が行えた。

【課題】

小中連携シートへの理解と活用のしかたの工夫

- ・前述のアンケート調査では、小中連携シートとコメントは、「役立った」との回答は増えていて、シートの有効性が理解されてきたことがわかるが、学校におけるシートの周知と活用がまだ十分でないという課題もみられ、シートへの理解と活用のしかたの工夫について考えていく必要がある。

小中連携シート・コメントを生かした生徒理解の深化と早期対応

- ・小中連携シートに該当する生徒の状況把握で終わらず、シートとコメントをもとに、不登校問題に係る教職員が生徒理解を深め、早期対応に向けて話し合いをもつことの大切さを、学校に周知する。

児童・生徒の月別欠席状況調査による早期発見・早期対応について

【成果】

- ・学校から報告される月3日欠席状況調査表を分析し、欠席状況で心配の見られる児童・生徒について学校に聞き取りを行い、不登校対策に向けて連携が図れるようになった。
- ・各中学校区の不登校ネットワーク会議で、月別欠席状況調査をもとに、各校が欠席状況や欠席理由等を報告し合い、積極的に活用することができた。
- ・毎月の校長園長会で、調査の結果報告をし、現状や課題を説明することによって、学校における不登校への早期発見・早期対応の意識が高まるよう働きかけることができた。

【課題】

調査を生かしたチーム体制の構築

- ・調査を実施した初年度は、教職員が児童・生徒の欠席状況の把握への意識が高まり、不登校の減少につながった。調査開始から3年目となり、この取組みは学校に浸透してきているが、さらに調査を生かして、不登校の早期発見のためにチームで対応していけるよう体制の構築を図りたい。

小田原市教育委員会

未然防止対策について

平成 20 年度より 3 年間で不登校対策強化事業期間として位置づけ、不登校出現率を平成 18 年度と同レベルにすることを目標として取り組んできた。各校は不登校出現率を数値目標として提示し、校内に不登校対策推進担当者を置き、不登校対策推進計画を立案した。また、各校から教育委員会に毎月提出していただく「欠席児童・生徒の状況報告書」では、1 日の欠席でも不登校につながると思われるものについても、必ず報告してもらうようにした。教育委員会では、各校の担当指導主事を決め、その報告書と年 2 回以上の学校訪問等により、状況を把握し支援を行ってきた。

各校においては、不登校対策推進計画のもと、校内支援体制の構築が進み、機能しつつある。そして、教職員には、担当の不登校児童・生徒だけでなく、学校全体の不登校対策に対する意識の向上がみられ、それによりチームによる支援が行われるようになり、担任が一人で抱え込む状況はなくなりつつある。また、各中学校区の様々な連絡会議等の中で、小中の連携の具体策がとられるようになり、教育相談コーディネーターの連絡会では、不登校についての情報交換のみでなく支援のあり方などについても、協議されるようになった。

これまでの取組みにより、学校の支援体制が確立され、教職員の意識も高まったが、不登校児童・生徒はまだ多い。児童・生徒にとって学校に居場所があり、一人ひとりが自己肯定感や自己有用感を持って、楽しい学校生活を送ることができることが、不登校を生み出さないことにつながると考える。そのための学級づくりをしていくことが未然防止の基盤になると考えている。

不登校対策支援室の効果的な運用について

教育委員会内に不登校対策支援室を設置し、月に 1 回、スーパーバイザーの指導のもとに、教育相談員や不登校生徒訪問相談員、教育相談指導学級責任者に対し、訪問相談のしかたについて検討、研修を行った。その上で、中学校 4 校に派遣している不登校生徒訪問相談員は、学校の支援体制の中で、家庭訪問を行い、生徒や保護者に対して学校への登校や教育相談指導学級への通級等を促した。

	訪問相談人数	訪問回数	成 果
平成 21 年度	22 名	344 回	学級復帰 2 名、校内支援室 7 名、教育相談指導学級 6 名 (H20・H21 年度)
平成 22 年度	29 名	525 回	学級復帰 1 名、校内支援室 9 名、教育相談指導学級 3 名

(平成 22 年度は 2 月 18 日現在の数値)

各校とも、教育相談コーディネーターと連携し、状況を報告しながら、家庭訪問をねばり強く行った。全欠席に近い家庭に対し、担任だけでなく、訪問相談員が週 1～2 回訪問し、継続した関わりを持つことで、不登校児童・生徒に変化が見え始め、登校や通級に繋がっていった。月 1 回の会議は、訪問相談員にとって、次の家庭訪問に向かう活力にもなり、学校の不登校対策を支援することにもなった。

不登校対策支援モデル事業について

学校には登校できるが、教室に入ることができない児童・生徒の居場所として、校内支援室を全小中学校に設置している。中学校の支援室には、校内支援室指導員等を配置し、学習活動を行ったり、行事等への参加支援を行ったりしている。その指導員を二人体制にし、校内支援室の効果的運営についての研究を行った。

成果としては、授業や集会等への参加支援など、一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるようになり、きめ細かな対応が可能になったことや、生徒の在校時間も長くなり、担任と生徒のやり取りが可能になったことなどがあげられる。

その他

- ・不登校対策プロジェクト会議の開催(関係諸機関と不登校の解消について協議をする) 3 回
- ・教育相談指導学級に通級していた方との座談会(不登校経験者の話の聞き取りをする) 3 回
- ・『教育相談だより』の発行(各校のよりよい対策の情報を提供する)
- ・教育相談研修(夏季休業中に開催、教職員の希望参加) 3 回

5 神奈川県不登校対策検討委員会実施記録

【平成 19 年度】

神奈川県不登校対策検討委員会

	開催期日	主な内容
第 1 回	平成 19 年 10 月 25 日	委員自己紹介、設置要綱承認、委員長・副委員長・座長の選出、本県の現状報告、事前調査結果報告、各関係機関状況報告、今後の不登校対策について協議
第 2 回	平成 20 年 3 月 14 日	校長会及び P T A アンケート分析結果報告、指導資料リーフレットについて協議

ワーキング部会

第 1 回	平成 19 年 11 月 7 日	指導資料リーフレット作成作業、今後の本検討委員会の取組み等についての検討
第 2 回	平成 19 年 12 月 3 日	
第 3 回	平成 19 年 12 月 25 日	
第 4 回	平成 20 年 2 月 14 日	
第 5 回	平成 20 年 3 月 6 日	

【平成 20 年度】

神奈川県不登校対策検討委員会

第 1 回	平成 20 年 10 月 16 日	委員自己紹介、設置要綱改正承認、本県の現状及び施策報告、今後の不登校対策について協議
第 2 回	平成 21 年 3 月 23 日	リーフレット解説 Q & A 及び指導主事等学習会について報告、報告書の作成について協議、今後の不登校対策について協議

ワーキング部会

第 1 回	平成 20 年 10 月 6 日	指導資料リーフレット解説 Q & A 作成作業、今後の本検討委員会の取組み等についての検討
第 2 回	平成 20 年 12 月 19 日	
第 3 回	平成 21 年 1 月 8 日	
第 4 回	平成 21 年 1 月 27 日	

【平成 21 年度】

神奈川県不登校対策検討委員会

第 1 回	平成 21 年 5 月 25 日	委員自己紹介、検討委員会及び南足柄市の取組みについて報告、各市の不登校対策について報告、今後の不登校対策について協議
第 2 回	平成 22 年 3 月 23 日	不登校の状況及び 4 市の取組みについて報告、指導主事学習会・登校支援非常勤講師の配置・各市町村の不登校対策・不登校対策アンケート調査について報告、今後の不登校対策について協議

ワーキング部会

横須賀市	8 回	5 月 1 日～ 2 月 2 日	不登校対策連絡協議会等
厚木市	8 回	5 月 14 日～ 2 月 8 日	不登校対策推進連絡会議、学級集団アセスメント中学校区研修会等
南足柄市	4 回	5 月 15 日～ 2 月 24 日	不登校連絡会議等
小田原市	6 回	5 月 11 日～ 11 月 13 日	不登校対策担当者会議等

【平成 22 年度】

神奈川県不登校対策検討委員会

第 1 回	平成 22 年 8 月 17 日	委員自己紹介、検討委員会及び神奈川県の取組みについて報告、各市の不登校対策について報告、報告書について協議
第 2 回	平成 23 年 1 月 28 日	報告書について協議、不登校対策を含めた次年度の事業等方向性について情報提供

ワーキング部会

横須賀市	2 回	9 月 28 日、 1 月 19 日	不登校対策連絡協議会
厚木市	3 回	6 月 24 日 ～ 2 月 16 日	不登校対策推進連絡会議 他にケース会議、学級集団アセスメント中学校区研修会等
南足柄市	9 回	5 月 12 日 ～ 3 月 14 日	不登校連絡会議等
小田原市	1 回 (23 回)	5 月 21 日 他	不登校対策担当者会議 (他に教育相談指導学級スタッフ会議年 12 回、不登校対策支援室会議年 11 回)

神奈川県不登校対策検討委員会報告書（最終版）

発 行 平成23年 5 月
発行者 神奈川県教育委員会
横浜市中区日本大通33
(045) 210-8292

©2011 神奈川県教育委員会 Printed in Japan